

下関市教育支援教室「あきね」
個別施設計画

令和5年10月13日
下関市教育部学校教育課

目 次

第 1 章 計画の概要

- 1 - 1 計画策定の背景
- 1 - 2 計画の目的
- 1 - 3 計画の位置付け

第 2 章 計画期間

第 3 章 施設について

- 3 - 1 対象施設
- 3 - 2 施設の概要

第 4 章 対策の優先順位の考え方

- 4 - 1 法定耐用年数及び使用目標年数
- 4 - 2 対策を実施する際に考慮すべき事項

第 5 章 対策内容と実施時期

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景

不登校児童生徒が年々増加傾向にある中、不登校児童生徒への支援の一つである教育支援教室「かんせい」（関西小学校内）が、利用者増加に伴い更なる受け入れが困難となったことから、「勝山老人憩の家」として利用していた施設を転用し、令和3年8月から教育支援教室「あきね」を開設しました。

教育支援教室は、不登校児童生徒の集団生活への適応および情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、社会的自立を目指すことを目的とする施設です。

教育支援教室「あきね」の特徴は、和室と縁側等からなる施設の特徴をいかし、校舎や教室とは違ったアットホーム雰囲気の中で、より小集団での生活体験が行えるところです。

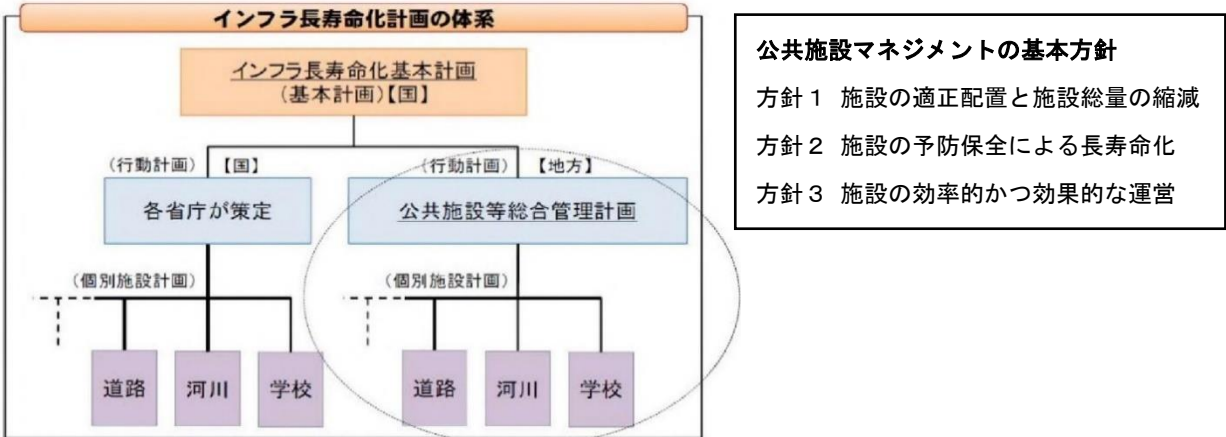
教育支援教室「あきね」は昭和58年に建築された建物で、老朽化が進んでおり、床の修繕や設備の故障等が発生すると、その都度、応急的に修繕をしている状況です。今後、この施設を維持していくためには、建物の改修や設備更新が必要不可欠です。

1-2 計画の目的

「教育支援教室「あきね」の個別施設計画（以下「本計画」という。）」は、今後の整備を計画的に実行し、適正な維持管理を行うことを目的として策定します。

1-3 計画の位置付け

本計画については、「下関市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）」の下位計画として位置付け、その取組方針である公共施設マネジメント基本方針との連携や整合を図ります。



第2章 計画期間

本計画の計画期間を令和6年度から下関市公共施設等総合管理計画の終期である令和16年度までとし、概ね令和10年度を目途にその後のあり方を検討し、必要に応じて計画内容の修正をするものとします。なお、それ以前に修正の必要性が生じた場合はその都度修正するものとします。

第3章 施設について

3-1 対象施設

本計画では、次の施設を対象とします。

対象施設	下関市教育支援教室「あきね」
所管	下関市教育部学校教育課
建築日	昭和58年3月31日
所在地	下関市秋根西町一丁目1番3号
敷地面積(m ²)	504.58 m ²
延床面積(m ²)	177.75 m ²
主体構造	鉄骨造
階数	1
運営形態	直営

3-2 施設の概要

(1) 利用状況

年度	令和3年度	令和4年度
通級生	32人	34人

(2) その他の利用

令和4年度より、相談機能を拡充させ、『ふれあい「子育てサロン「あ・き・ね」』として相談窓口を提供しています。

○ふれあい相談室 第1・2・4金曜日の午後 面談形式(個別の相談)

○親カフェ「あ・き・ね」 第3金曜日の午後 座談会形式(保護者同士の交流)

(3) 施設の現状

ア 過去に実施した修繕等 ※教育支援教室「あきね」令和3年8月より開校

平成14年度	下水道接続他工事	2,310,000円
平成24年度	軒下補修工事	997,500円

令和3年度	エアコン移設・電圧工事	121,000円
令和3年度	トイレ鍵取付工事	13,200円
令和3年度	硝子入替	8,800円
令和4年度	エアコン移設	330,000円
令和4年度	床下コンクリート型枠用合板 5枚	25,245円
令和4年度	畳表替 20枚	143,000円
令和5年度	畳表替 20枚	143,000円

イ 点検・状況調査

勝山老人憩の家として施設を利用していた平成28年度（2016年度）に特殊建築物の定期点検を実施しています。その後は、延床面積が200㎡未満であるため、点検を行っていませんでした。それを受けて令和5年度に、下関市公共建築課による劣化状況調査を実施しました。

令和5年度に下関市公共建築課が長寿命化の観点から実施した劣化状況調査では以下のとおりとなっています。

区分	劣化状況
屋根	屋根アスファルトシングル。耐用年数超過・雨漏りなし、軒樋の錆有、屋根材風対策で釘増し打ち済み。
外壁	サイディングクラック。
玄関外壁	玄関壁面タイル。タイル浮き。
外部巾木	モルタル巾木 クラック。
側溝蓋	PCコンクリート版、クラック・鉄筋露出。
柱脚	柱脚モルタルクラック。柱脚モルタル剥落・ベースプレート錆。
外部サッシ廻り	サッシ廻りシーリングの劣化
柱化粧鋼板	柱化粧鋼板ジョイントシーリング劣化
外部境界フェンス	フェンス錆・端部支柱基礎。根入れなし、片持ち。
教室	天井下地留付不良。 畳下地 コンパネ、腐食。クロス剥がれ。
廊下、ホール、玄関	クロス剥がれ、クロスジョイント部。
トイレ	故障はないが和式便器の洋式化、男女共用を男女別への改修が必要。
空調設備	教室の空調機のうち、一方が能力不足。もう一方が耐用年数を経過していることより故障の可能性あり。
照明設備	照度不足のものあり。LED化が必要。

第4章 対策の優先順位の考え方

4-1 法定耐用年数及び使用目標年数

(1) 法定耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第一に掲げるものより、法定耐用年数は34年となります。

(2) 使用目標年数

社団法人日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、鉄骨造については官公庁の「普通の品質」は60年を代表値としていることから、本施設の長寿命化後の使用目標年数を60年とします。

4-2 対策を実施する際に考慮すべき事項

- 児童生徒が通う施設であることに鑑み、安全・安心にかかわるものを第一優先として、修繕等を行います。
- これまでのように、壊れてから補修を行う「事後保全」ではなく、中長期的な視点に立ち、計画的に補修を行う「予防保全」の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。
- 「予防保全」を行うため、下関市公共建築課による点検・状況調査を概ね3年ごとに行います。
- 工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、施設の不具合の状況に照らして、緊急度の高いものから優先順位を付して行う施設保全の仕組みを年度ごとに検討します。
- 男女共用の老朽化したトイレについては、不登校状態にあり、デリケートな対応がより求められる思春期の児童生徒が利用する設備であり、1人ずつしかトイレが利用できないことにより、トイレを我慢し体調不良などにつながる恐れがあることなどから、早期に男女別々のトイレへの改修を行う必要があります。また、児童生徒が安心して清潔にトイレを利用できるように、トイレの洋式化と乾式化を行います。

第5章 対策内容と実施時期

第4章 対策の優先順位の考え方の記載事項に鑑み、令和5年度の下関市公共建築課による長寿命化の観点から実施した劣化状況調査による修繕を同課が

示した優先順位により実施するとともに、令和6年度にトイレを男女別々で利用できるようにするための改修を行います。

また、教育支援教室「あきね」を使用目標年数まで使用するため、次の表に掲げる改修事業を実施します。

表

(単位：千円)

項目		内容	年度別概算費用					計
			R6	R7	R8	R9	R10～R16	
トイレ改修	①	洋式化、乾式化、男女別への改修	13,484					13,484
	②	天井材取替・下地材取替(教室)	229					229
建設工事	③	モルタル撤去復旧 錆止め塗布(柱脚)		318				318
	④	シーリング打ち替え(外部サッシ廻り)			583			583
	⑤	シーリング打ち替え(柱化粧鋼板)			384			384
	⑥	フェンス撤去新設(外部境界フェンス)					443	443
	⑦	畳下地合板・木下地組の取替(教室)					123	123
	⑧	屋根改修			3,751			3,751
	⑨	外壁改修			3,270			3,270
	⑩	タイル張替・浮部注入(玄関外壁)					429	429
	⑪	モルタル撤去復旧(外部巾木)		272				272
	⑫	コンクリート蓋取替(側溝蓋)					217	217
	⑬	クロス張替(教室・廊下・ホール、玄関)					674	674
空調設備改修	⑭	空調設備改修(教室・相談室)				3,982		3,982
電気設備工事	⑮	照明設備改修(教室・相談室・ホール・玄関・広縁・職員室・事務室・倉庫・防犯灯)		1,481				1,481
計			13,713	2,071	7,988	3,982	1,886	29,640

※③⑪は施工内容が近いため、同時期に施工した方が費用を抑えることができる。

※④⑤⑧⑨は費用を抑えることと現場での規制が生じる工事内容となるため同時期の施工が必要。